

平成22年9月30日
号外第2号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 田 次 ■

規 則

- 秋田県財務規則の一部を改正する規則（41・財政課） 1

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十一号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和二十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9 契約担当者は、平成二十二年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間、随意契約によるとする場合において、予定価格が五十万円未満の修繕（第百七十一条第一項第二号に該当するものを除く。）について別に定めるところにより見積書を徴する者をあらかじめ特定しない方法を用いたときは、同項前段の規定にかかわらず、一人以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徴して、これを行つことができる。

附 則

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

発行者	秋田県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話 : 018-862-8766 FAX : 018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号